

意見書第1号

北海道道州制特区推進法の早期制定を求める意見書

北海道における道州制特区の取り組みは、国から道への権限とそれに伴う財源を大幅に移譲すること等により、住民に身近なところで自治が展開されることを目指すものであり、さらに、道州制が実現された際のメリットを道民や国民の方々に実感していただくことも重要であることから、地方分権を推進する上で極めて大きな意義を持つものである。

このような観点から、北海道においては、国に対して、平成16年4月及び8月に道州制特区を推進するため、国から道への権限移譲22項目、連携・共同事業21項目、その他規制緩和など31項目について提案を行ったところであるが、権限移譲の伴わないものについては一定程度認められたものの、権限移譲については、完全に認められたものは2項目にとどまり、国の回答は道の提案と大きな乖離がある。

このことは、国において、いまだに道州制に伴う権限や財源の移譲について十分な理解が得られていないことを示すものであり、地方分権の流れに反するものと受けとめざるを得ない。

このような経緯から、道州制特区をさらに強力に推進していくためには、その制度的裏づけとして、道州制特区を地方分権のモデル的取り組みとして推進するという基本理念や、国からの移譲対象となる権限の基準、移譲に当たっての財政的措置や手続、国と地方が参画しての推進組織の設置などの点を盛り込んだ「北海道道州制特区推進法（仮称）」を早期に制定することが必要である。

よって、国においては、「北海道道州制特区推進法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成17年12月9日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 各通

北海道議会議長 高橋文明